

士幌町水防計画

平 3 0 年 8 月

士幌町

【 目 次 】

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	2
第 3 章	重要水防箇所	3
第 4 章	予報及び警報	4
第 5 章	気象予報等の情報収集	9
第 6 章	ダム・水門等の操作	9
第 7 章	通信連絡	10
第 8 章	水防施設及び輸送	12
第 9 章	水防活動	14
第 10 章	水防信号、水防標識等	17
第 11 章	協力及び応援	19
第 12 章	費用負担と公用負担	20
第 13 章	水防報告	22
第 14 章	水防訓練	22
第 15 章	災害補償等	22
第 16 章	水防協力団体	23
第 17 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	23
第 18 章	指定水防管理団体の水防計画	24
資 料 編		25

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる士幌町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本町の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任等

水防に関係する各機関等について、水防法に規定されている責任、義務及び処理すべき事務は次のとおりである。

1 士幌町（水防管理団体）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 警戒区域の設定（法第21条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (12) 公用負担（法第28条）
- (13) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (14) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (15) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (16) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (19) 消防事務との調整（法第50条）

2 北海道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条第3項）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4）
- (6) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (7) 水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (8) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）

- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (12) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通大省（北海道開発局）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第13条の2）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (4) 水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項、第13条の2）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
- (6) 重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第31条）
- (7) 水防協力団体に対する情報の提供又は始動若しくは助言（法第40条）
- (8) 都道府県に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから危険が解除されるまで、町は役場庁舎に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

水防本部事務分担

課	グループ	係名（担当）	業務分担
総務企画課	総務グループ	総務防災、職員厚生、管財電算	・水防本部の庶務及び各部との連絡調整 ・気象予報（注意報含む）、警報、特別警報及び情報等の収集、伝達 ・災害状況取りまとめ、災害記録 ・国、道に対する要請及び報告
	企画グループ	企画、広報広聴、財政	・水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整
建設課	建設グループ	土木、土地改良・車両センター、建築住宅、上下水道	・道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請 ・危険水防区域の警戒巡視 ・道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 ・上下水道の状況、被害調査及び水防措置要請
産業振興課	産業振興グループ	農業振興、畜産、商工観光労働、林務	・農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査 ・営農用水、簡易水道施設の被害調査及び応急対策 ・農村下水道施設の被害調査及び応急対策 ・危険水防区域の警戒巡視
土幌消防署（警防第一、警防第二、予防及び水防団）			・災害の警戒、水防活動 ・担当河川の警戒配置

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

本町の区域内の河川等における重要水防箇所は、資料1のとおりである。

資料編 資料1 重要水防箇所

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う気象予報及び警報

1 種類及び発表基準

釧路地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

警報名		基準
大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準：9
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準：123
洪 水	流域雨量指数基準	土幌川流域=9、居辺川流域=13.8、サツシホルベツ川流域=11.5、ウツプ川流域=12.1、シクニ川流域=8.4
	複合基準	－
	指定河川洪水予報による基準	音更川（土幌）

ア 警報発表基準（基準値はいずれも予想値）

記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	90mm
-------------------	------

注意報名		基準
大 雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	75
洪 水	流域雨量指数基準	土幌川流域=7.2、居辺川流域=11、サツシホルベツ川流域=9.2、ウツプ川流域=9.6、シクニ川流域=6.7
	複合基準	－
	指定河川洪水予報による基準	音更川（土幌）

イ 注意報発表基準（基準値はいずれも予想値）

(大雨特別警報発表基準)

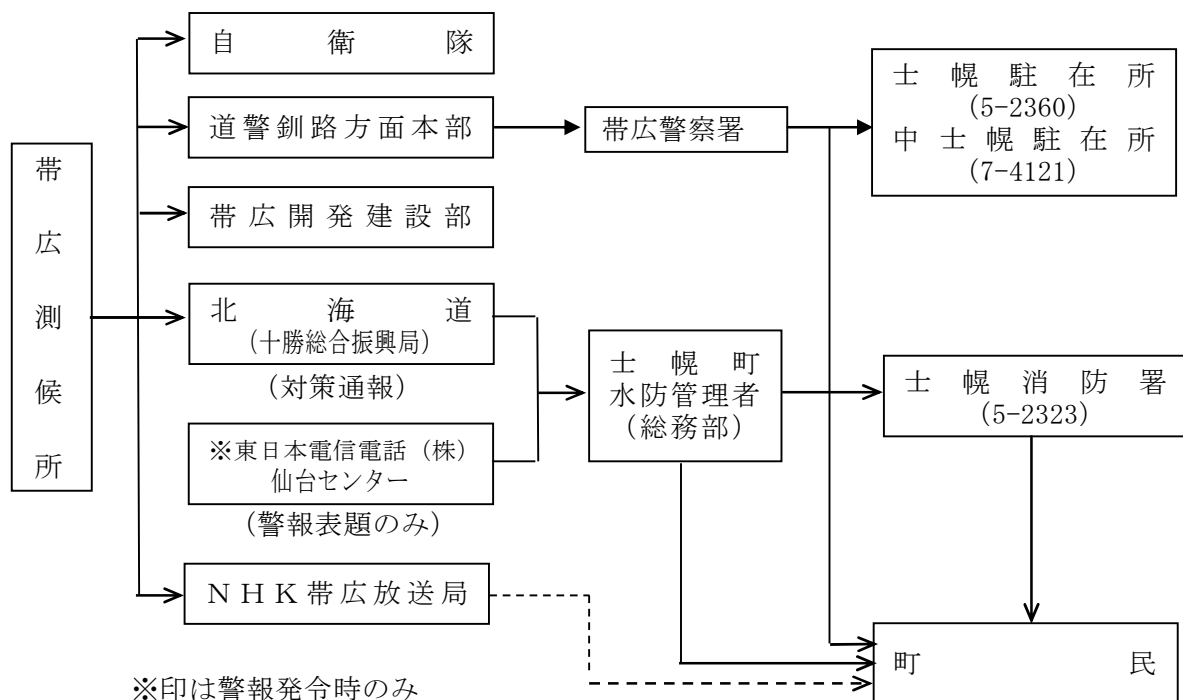
現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

2 警報等の伝達経路及び手段



第2節 指定河川洪水予報

1 種類及び発表基準

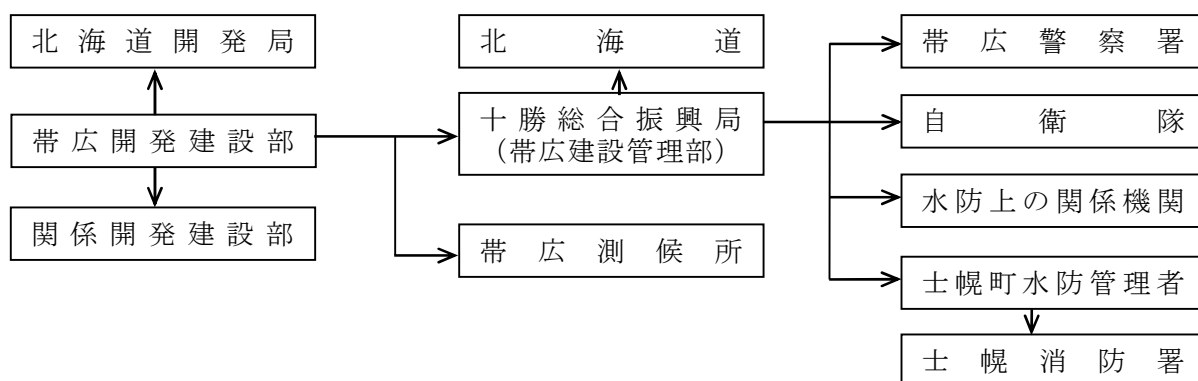
知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

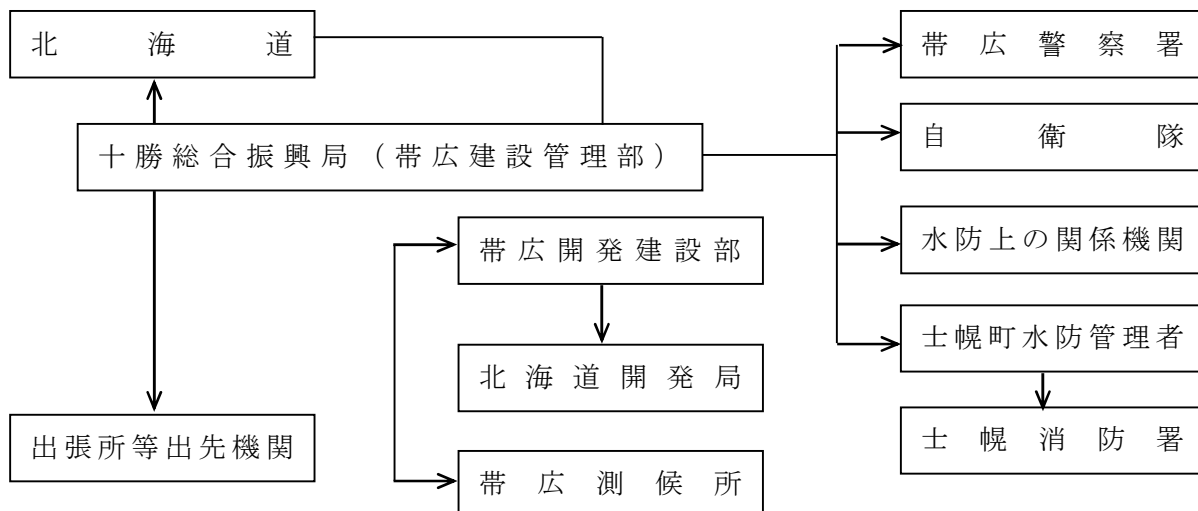
発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報



3 北海道と気象庁が共同で行う洪水予報



第3節 水位周辺河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知

事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

観測所名 （所管）	雨量水位の別	水系名	河川名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
士幌水位流量 観測所（開発局）	水位・ 水位	十勝川	音更川	字士幌幹西3線 185番地先	m 206.10	m 206.5	m 207.3	m 207.9	m 209.32

水位観測所

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

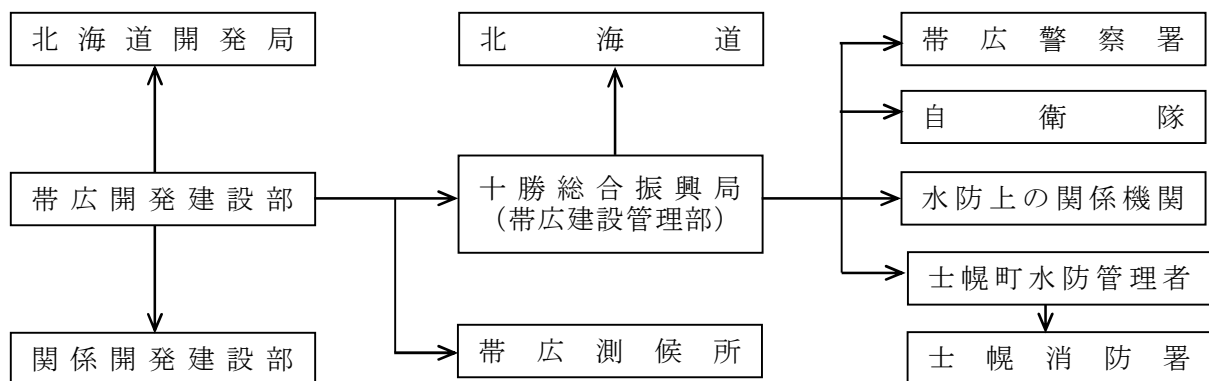
（1）種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

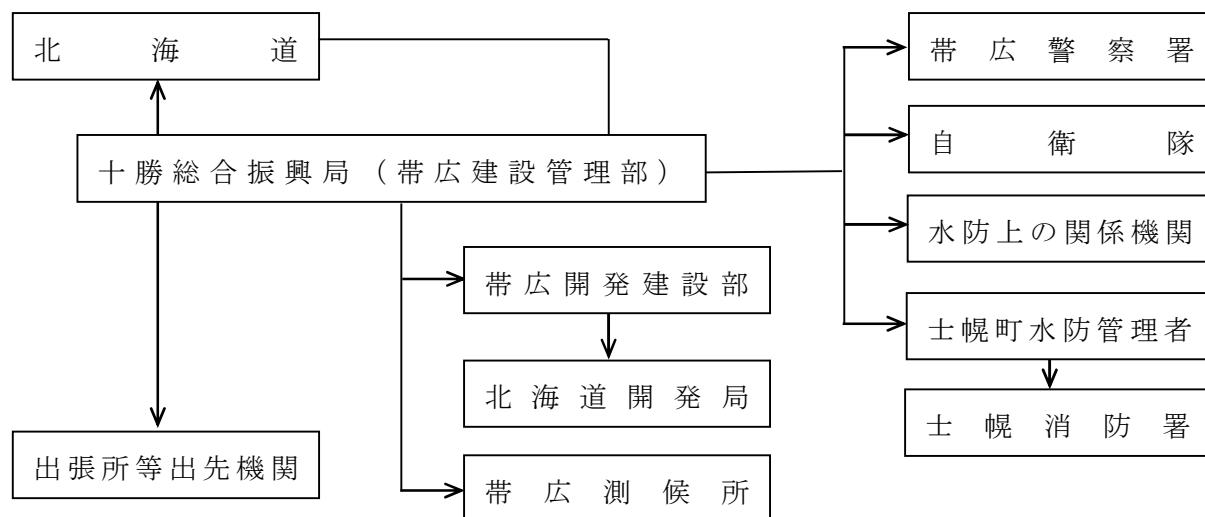
水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するものとする。	洪水注意報（氾濫注意情報）等により、または水位、流量その他の河川状況により警戒水位（氾濫注意水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報（氾濫警戒情報）等により、または、既に警戒水位（氾濫注意水位）を越え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水情況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位（氾濫注意水位）以下に下降したとき、または警戒水位以上であったとしても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（２）国土交通大臣が発表する水防警報の伝達経路



（３）知事が発表する水防警報の伝達経路



第5章 気象予報等の情報収集

水防管理者又は水防に関係する機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「防災気象情報提供システム」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

なお、気象、雨量、水位等の情報については、報道機関や町公式ホームページなどを通じて随時町民へ提供するものとする。

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	http://city.river.go.jp/
北海道防災情報提供システム	https://bosai.jmainfo.go.jp/ssoatcag

▼市町村向け情報提供

※貸与されたID、パスワードにより利用

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do http://i.river.go.jp/p/xmn0101010/ 【携帯版】 https://www.river.go.jp/s/xmn0105010/ 【スマホ版】
北海道防災情報システム	http://www.bousai-hokkaido.jp/ http://i.bousai-hokkaido.jp/ 【携帯版】
帯広測候所ホームページ	http://www.jma-net.go.jp/obihiro/
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/jma/index.html

▼一般向け情報提供

第6章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

水防上重要な水門等は資料2のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水

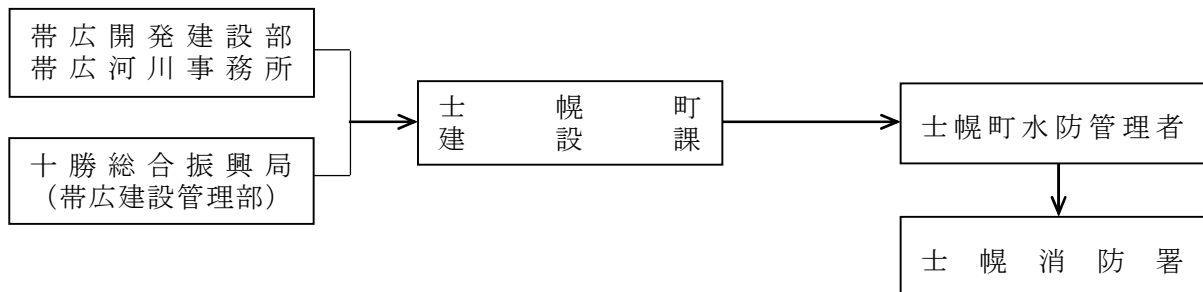
防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

資料編 資料2 水門等一覧

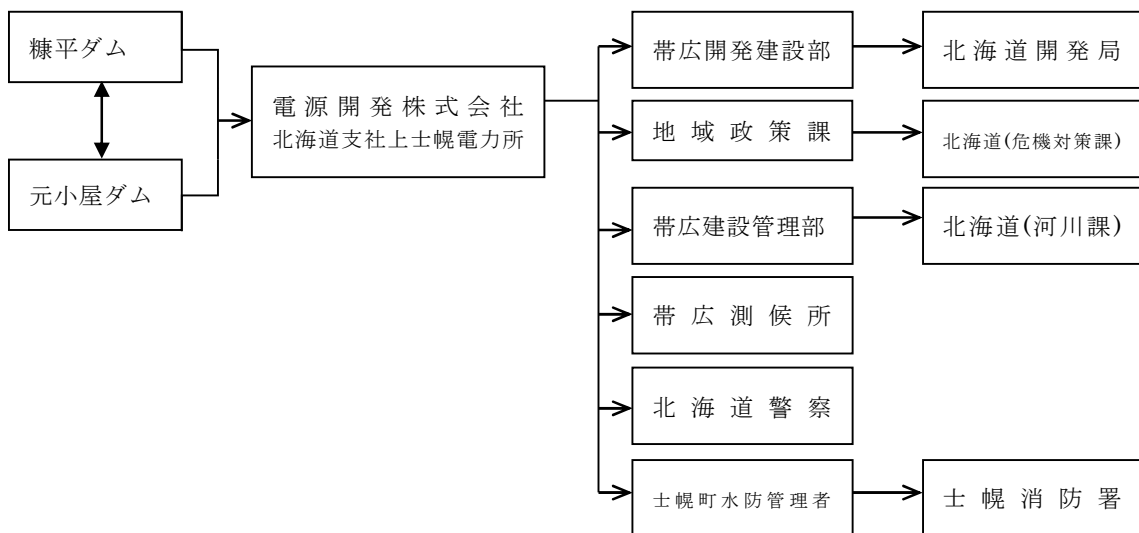
第2節 水門等の操作の連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに十勝総合振興局、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。



第3節 ダム情報連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



第7章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 水防通信の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信によるほか、北海道総合行政情報ネットワークを用いて行うものと

する。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に係る機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。

2 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの通話」の利用

(1) 非常扱いの通話

「非常扱いの通話」とは、天災、事変などの非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話をいう。

水防に関わる「非常扱いの通話」は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱われる。

通 話 の 内 容	機 関 等
洪水が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間

(2) 非常扱いの通話の申込方法

「非常扱いの通話」は、原則として、あらかじめ東日本電信電話株式会社に登録した番号の加入電話（災害時優先電話）から申し込むものとする。

3 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信設備
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 自衛隊通信施設

4 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機関名	所在地	連絡責任者	連絡先
帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目	防災対策官	0155-24-3194
帯広開発建設部 帯広河川事務所	幕別町札内西町73番地6	所長	0155-25-1294
陸上自衛隊鹿追駐屯地 第5戦車大隊	鹿追町笹川北12線10番地	大隊長	0156-66-2211
十勝総合振興局 地域創生部	帯広市東3条南3丁目	地域政策課長	0155-26-9023
十勝総合振興局 帯広建設管理部	帯広市東3条南3丁目	治水課長	0155-26-9219
帯広警察署	帯広市西1条北1丁目	警備課長	0155-25-0100
北海道旅客鉄道（株） 釧路支社帯広地区駅	帯広市西2条南12丁目	地区駅長	0155-23-8176
東日本電信電話（株） 北海道東支店	帯広市西4条南5丁目	設備部長	0155-23-8920
北海道電力（株） 帯広支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	企画総務グループリーダー	0155-24-5161
日本放送協会 帯広放送局	帯広市西5条南7丁目2番地2	局長	0155-23-3111
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目2番地1	所長	0155-24-4555

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の備蓄

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。本町における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料3のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調整するものとする。

資料編 資料3 水防資機材一覧

2 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本町における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。

【水防用土砂の採取場所】

水防地区名	土砂の堆積場所	数量（㎡）
士幌・中士幌地区	士幌町字士幌幹西1線137番地	100
西上・新田・中音更地区	士幌町字上音更東2線231番地	100
居辺地区	士幌町字下居辺28番地	100

第2節 輸送の確保

1 輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、士幌町地域防災計画第5章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第9章 水防活動

第1節 非常配備態勢

1 町の配備体制

町は、法第10条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備態勢により、水防業務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。なお、町に災害対策本部が設置されたときは、直ちに町地域防災計画に基づく非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。

(1) 町の非常配備基準

士幌町地域防災計画に定める非常配備体制基準によるものとする。

配備区分	配備の時期	配備要員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的に水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	総務企画課、建設課、保健福祉課、産業振興課、消防署の長及びその関係職員
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予測され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	係長・主査職以上、及び所要の職員
第3配備	1. 甚大な災害が予測されるとき又は危険性が大で第2配備で処理ができたいと認められるとき 2. 水防長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	全職員

▼非常配備体制の基準

※災害の規模及び特性に応じ、上記の基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(2) 消防機関の非常配備基準

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備・待機をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備態勢
待 機	水防に関係のある気象、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	ア 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水の危険が予想されるとき。 イ 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。 ウ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測されるとき。 エ その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。 オ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。 イ 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。 ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。 エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく

2 巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

（２）出水時

（ア）洪水

水防管理者等は、道から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料1に定める重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第5節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第2節 警戒区域

1 警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか避難場所は町地域防災計画「資料1 地区別指定避難・収容場所一覧」のとおりとし、避難の方法及び避難者の輸送は、第5章4節「避難対策計画」及び第5章第14節「輸送計画」によるものとする。

- (1) 法第29条の規定により、洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第5節 決壊・越水の通報

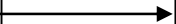
1 決壊・越水の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに町民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

2 堤防等の決壊・越水通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

- (注) 消防署長は、水防管理者が所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

士幌町水防管理者 (総務部) (消防署長) 	通 報 先	担 当 者	電 話
	士幌駐在所		5-2360
	帯広開発建設部長	治水課	0155-24-4121
	帯広河川事務所長	第2工務課	0155-25-1294
	帯広建設管理部長	管理課	0155-24-3111
	十勝総合振興局長	地域政策課	0155-24-3111
	音更町長	総務部総務課	0155-42-2111
	上士幌町長	総務課	01564-2-2111
	鹿追町長	町民課	0156-66-2311
	本別町長	住民課	0156-22-2141
	町民		

(注) 消防署長は、水防管理者が所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

3 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう務めるものとする。

第6節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

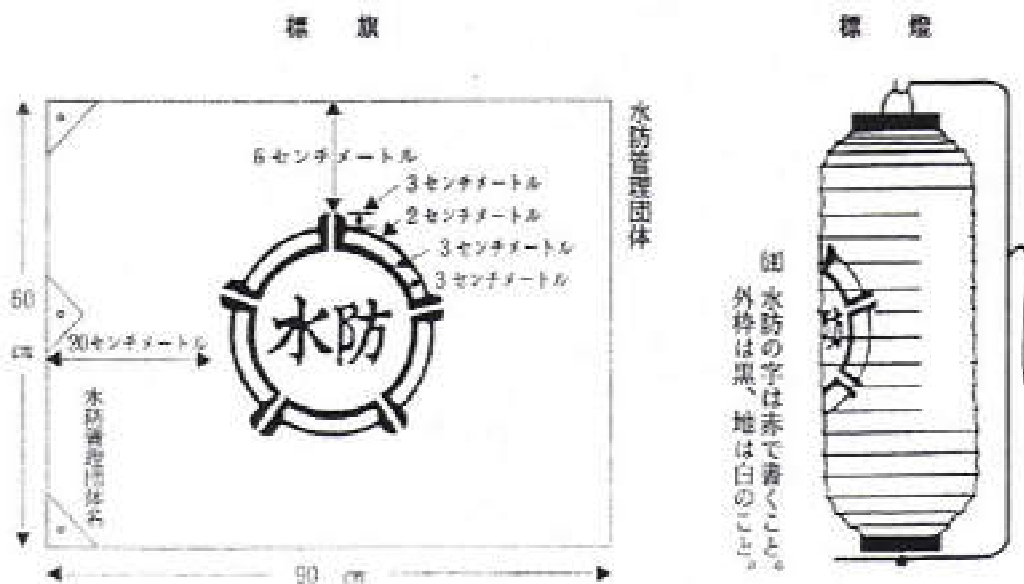
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止
第4信号	乱 打	1秒 5秒 1秒 5秒 1秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止

- 備考 1 信号は、適宜の時間持続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、高騰伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。

表	裏
第 号 身分証票 所属 職 氏名 9 cm 上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。 年 月 日 土幌町長 印 6 cm	(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。 (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正をうけること。 (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

北海道開発局長及び北海道知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 河川管理者の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
- (5) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接水防管理団体に対して応援を求めるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

士幌町水防管理者 (総務部) (消防署長)	要 請 先	電 話
	とまち広域消防事務組合	0155-26-0119
	音更町水防管理者	0155-42-2111
	上士幌水防管理者	01564-2-2211
	上士幌消防署長	01564-2-2519
	鹿追水防管理者	01566-6-2311
	鹿追消防署長	01566-6-2201
	本別水防管理者	01562-2-2141
	本別消防署長	01562-2-2007

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、帯広警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ帯広警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予測されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

本町の水防に要する費用は、法第41条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- ・法第23条の規定による応援のための費用
- ・法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は水防の現場においては次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用

- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(様式 1)

第	号	公用負担権限委任証	
		住所	
		職名	
		氏名	
上記の者に、		区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日		水防管理者 氏名	印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(様式 2)

第	号	公用負担命令書	
		住所	
		氏名	
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。			
1 目 的			
(1) 所在地			
(2) 名 称			
(3) 種 類			
(4) 数 量			
2 負担内容			
(使用、収容、処分等について詳記すること)			
年 月 日		命令者 職 氏名	印

4 損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告

第1節 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに総合振興局長又は振興局長に報告するとともに、総合振興局又は振興局は当該水防管理者からの報告については、国（開発建設部）に報告するものとする。

- (1) 消防機関又は消防団を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

第2節 水防活動実績報告

水防管理者は、水防が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

(様式3)

水防活動実施報告書

自 年 日
至 年 日
(市町村)

区 分	水防活動	使用資材費			備 考
	活動延人員	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前回まで	人	円	円	円	
月 分					
小 計					
累 計					

作成要領

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第14章 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び消防団員に対し、水防作業の技能を習得させるため、法第32条の2に定めるところにより毎年水防訓練を実施しなければならない。

第15章 災害補償等

第1節 水防団員等の公務災害補償

法第6条の2の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第2節 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

水防管理団体は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第2節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前節の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1節 浸水想定区域の指定

北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、本町に關係する浸水想定区域図は次のとおりである。

十勝川水系音更川浸水想定区域図（資料1及び士幌町地域防災計画資料8参照）

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者

（以下「避難行動要支援者」という。）が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模工場等がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

※平成30年2月現在、本町に該当する地下街及び施設なし

第3節 洪水ハザードマップ等の配布

町長は、町地域防災計画において定められた上記第2節(1)(2)(3)に掲げる事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、町は、洪水ハザードマップに記載した事項を、町公式ホームページへの掲載その他適切な方法により、町民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第4節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を町長に報告するものとする。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第6節 大規模工場における浸水防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第18章 指定水防管理団体の水防計画

第1節 指定水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

また、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、町防災会議に諮るとともに、水防計画を定め又は変更したときは知事に届け出なければならない。

第2節 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

資料編

資料 1

重要水防箇所（国管理区間）音更川

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種 別	重要度	重点区間
1	音更川	左岸	南土幌築堤	27.60 ～ 27.60	0.18	堤防高	B	重点区間
2	音更川	右岸	中音更築堤	25.80 ～ 25.80	0.21	堤防高	B	重点区間
3	音更川	右岸	中音更築堤	27.60 ～ 27.60	0.17	堤防高	B	
4	音更川	右岸	中音更築堤	28.00 ～ 28.00	0.21	堤防高	B	重点区間
5	音更川	右岸	中音更築堤	25.80 ～ 26.00	0.41	堤防断面	B	重点区間
6	音更川	左岸	中土幌築堤	19.60 ～ 20.60	1.25	水衝・洗掘	B	
7	音更川	左岸	中土幌築堤	20.80 ～ 20.80	0.21	水衝・洗掘	A	
8	音更川	左岸	南土幌築堤	21.80 ～ 21.80	0.18	水衝・洗掘	B	
9	音更川	左岸	南土幌築堤	22.00 ～ 22.00	0.18	水衝・洗掘	A	
10	音更川	左岸	南土幌築堤	22.20 ～ 22.20	0.18	水衝・洗掘	A	
11	音更川	左岸	南土幌築堤	22.60 ～ 22.60	0.18	水衝・洗掘	B	
12	音更川	左岸	南土幌築堤	23.00 ～ 23.00	0.18	水衝・洗掘	A	
13	音更川	左岸	南土幌築堤	24.60 ～ 24.60	0.18	水衝・洗掘	A	
14	音更川	左岸	南土幌築堤	27.00 ～ 27.40	0.54	水衝・洗掘	A	
15	音更川	左岸	南土幌築堤	28.00 ～ 28.00	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間
16	音更川	左岸	南土幌築堤	28.20 ～ 28.20	0.18	水衝・洗掘	B	
17	音更川	左岸	土幌築堤	29.40 ～ 30.00	0.74	水衝・洗掘	B	
18	音更川	右岸	中音更築堤	24.80 ～ 25.00	0.77	水衝・洗掘	B	
19	音更川	右岸	中音更築堤	25.20 ～ 25.20	0.25	水衝・洗掘	A	
20	音更川	右岸	中音更築堤	25.40 ～ 25.60	0.49	水衝・洗掘	B	
21	音更川	右岸	中音更築堤	25.80 ～ 26.00	0.41	水衝・洗掘	B	重点区間
22	音更川	右岸	中音更築堤	26.60 ～ 27.40	0.86	水衝・洗掘	B	
23	音更川	右岸	中音更築堤	29.40 ～ 29.40	0.20	水衝・洗掘	A	
24	音更川	-	土幌新橋	27.83		工作物	B	
25	音更川	左岸	中土幌築堤	21.20 ～ 21.20	0.21	破堤跡	要注意	
26	音更川	左岸	中土幌築堤	21.20 ～ 21.20	0.21	新堤防	要注意	
27	音更川	左岸	中土幌築堤	19.70 ～ 20.50	0.82	旧川跡	要注意	
28	音更川	左岸	南土幌築堤	21.50 ～ 21.70	0.25	旧川跡	要注意	
29	音更川	左岸	南土幌築堤	21.90 ～ 21.95	0.08	旧川跡	要注意	
30	音更川	左岸	南土幌築堤	22.50 ～ 22.60	0.11	旧川跡	要注意	
31	音更川	左岸	南土幌築堤	23.30 ～ 23.70	0.40	旧川跡	要注意	
32	音更川	左岸	南土幌築堤	23.85 ～ 23.90	0.04	旧川跡	要注意	
33	音更川	左岸	南土幌築堤	24.00 ～ 24.10	0.10	旧川跡	要注意	
34	音更川	左岸	南土幌築堤	24.35 ～ 24.50	0.16	旧川跡	要注意	
35	音更川	左岸	南土幌築堤	24.70 ～ 24.90	0.24	旧川跡	要注意	
36	音更川	左岸	南土幌築堤	25.10 ～ 25.30	0.17	旧川跡	要注意	
37	音更川	左岸	南土幌築堤	25.50 ～ 25.70	0.22	旧川跡	要注意	
38	音更川	左岸	南土幌築堤	26.40 ～ 27.10	0.75	旧川跡	要注意	
39	音更川	左岸	南土幌築堤	27.30 ～ 27.40	0.15	旧川跡	要注意	
40	音更川	左岸	南土幌築堤	27.40 ～ 27.60	0.15	旧川跡	要注意	重点区間
41	音更川	左岸	南土幌築堤	27.60 ～ 27.70	0.15	旧川跡	要注意	
42	音更川	左岸	南土幌築堤	27.80 ～ 27.85	0.07	旧川跡	要注意	重点区間
43	音更川	左岸	南土幌築堤	28.05 ～ 28.20	0.18	旧川跡	要注意	
44	音更川	右岸	中音更築堤	28.70 ～ 28.75	0.05	旧川跡	要注意	
45	音更川	右岸	中音更築堤	28.80 ～ 28.95	0.15	旧川跡	要注意	
46	音更川	右岸	中音更築堤	29.15 ～ 29.20	0.04	旧川跡	要注意	

水害危険箇所調査書

番号	水防区	被害発生予想区域				予想される被害					河川等の管理区分		水防工法等	
		警戒区域延長m	水系河川等			災害の要因	住家			公共施設等	道路交通量の孤立集落等		工法の種類	主要資材の必要量
			流心距離k m	水系	河川名		戸数(戸)	人口(人)	その他	施設名				
1	土幌	両岸15,300	合流点から1.76～32.9	十勝川	音更川	決壊	33	180	畑～420ha			開発局道	シート張り	土のう 500 木杭 200
2	西上	両岸2,000	合流点から5.0	十勝川	オッヅ川	氾濫			畑～4ha			道	繁ざ止め	シート 100
3	西上	両岸500	合流点から0.5	十勝川	枕チャ川	氾濫	3	17	畑～3ha			町	積土のう	土のう 300
4	西上	両岸	合流点	十勝川	ヤカワヅ川	氾濫	2	13	畑～20ha			町	積土のう	土のう 250
5	新田	両岸2,200	合流点から18.1	十勝川	パンガシ川	氾濫	4	25	畑～15ha			道	積土のう	土のう 100
6	中音更	両岸500	合流点から5.8	十勝川	エド川	氾濫			畑～30ha			道	積土のう	土のう 200
7	居辺	両岸2,000	合流点から12.0	十勝川	居辺川	氾濫	30	150	畑～10ha	居辺郵便局 町営温泉		道	積土のう	土のう 150
8	土幌	両岸6,000	合流点から24.0	十勝川	土幌川	氾濫	5	25	畑～100ha			道	積土のう	土のう 500
9	中土幌	両岸4,000	合流点から10.0	十勝川	付合川	氾濫	5	30	畑～30ha			町	積土のう	土のう 300
10	中土幌	両岸2,000	合流点から7.0	十勝川	アヤ川	氾濫	10	55	畑～150ha			町	積土のう	土のう 200

※3及び9番は改修済み

資料 2 水門等一覧

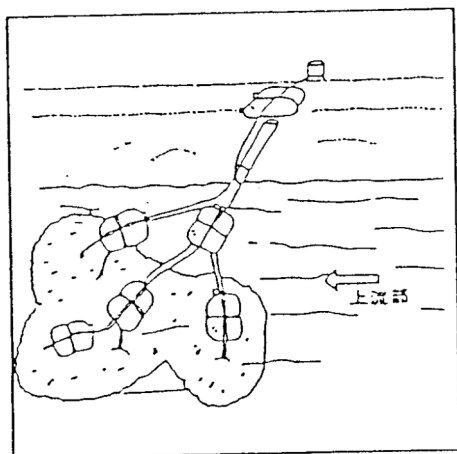
水 系 名	河 川 名	樋門・樋管名	所 在 地
十 勝 川	ワッカクンネップ川	神屋排水樋管	士幌町清澄
十 勝 川	音 更 川	高橋排水樋管	士幌町士幌西 2 線
十 勝 川	音 更 川	中音更樋管	士幌町字吉野 29 号

資料 3 水防資機材一覧

水防管理団体名	区分	指定 ・非 指定 の別	水防資機材一覧																			
			麻袋・土のう袋類	布シート・（蓆） ビニールシート	ロープ（縄）	丸太	木杭・鉄杭	予備土	詰め石用石	土のう	掛矢	のこぎり	ツルハシ	スコップ	鉋	ペンチ	鎌	おの	ハンマー	一輪車	はしご	照明器具
			（袋）	（枚）	（kg）	（本）	（本）	（㎡）	（㎡）	（袋）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（台）	（脚）	（台）
			900	6						5		2	25	3			2	1		5		
			900			7	200	30	100	250	100	2	4	6	9	3	4	2	2	3	1	1
合計		指	1,800	6		7	200	30	100	250	100	7	4	8	34	6	4	2	4	4	1	6

資料 4

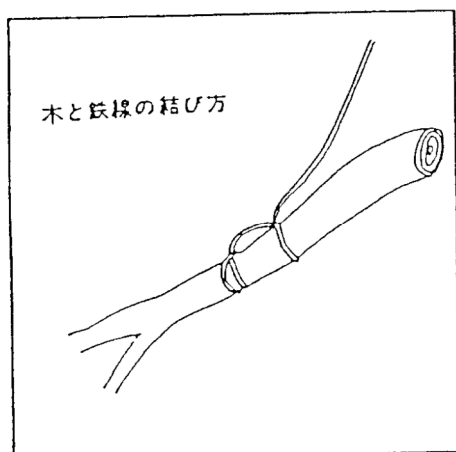
水 防 工 法 木 流 し



■目的

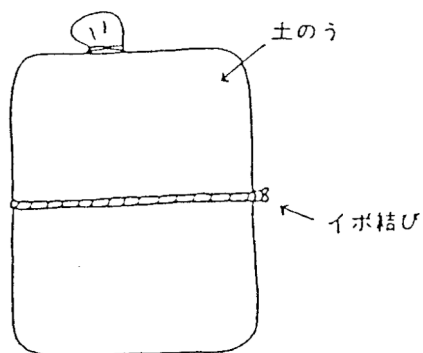
急流部において流水を緩和し、堤防の川表が崩れるのを防ぐ工法です。また、暖流部でも波欠けの防止に使われます。

枝葉のよく繁った木を、根本から切り取ります。



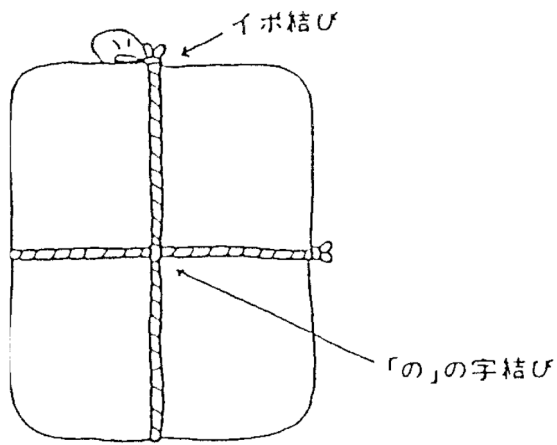
●木と鉄線の結束

流れによる木のあおり防止に、8 番線または 10 番線のふたつよりで、左のようにいわし結びで結束します。鉄線は 20 m のものを二重にして、10 m として使います。



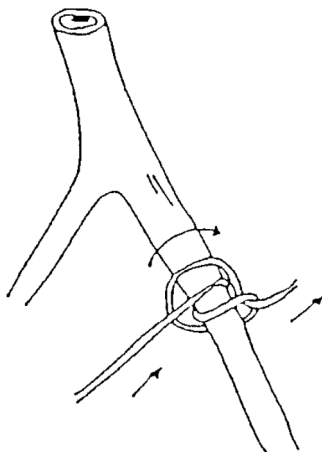
●重し土のう結束

土のうを中心に横にイボ結びで縛り付けます。



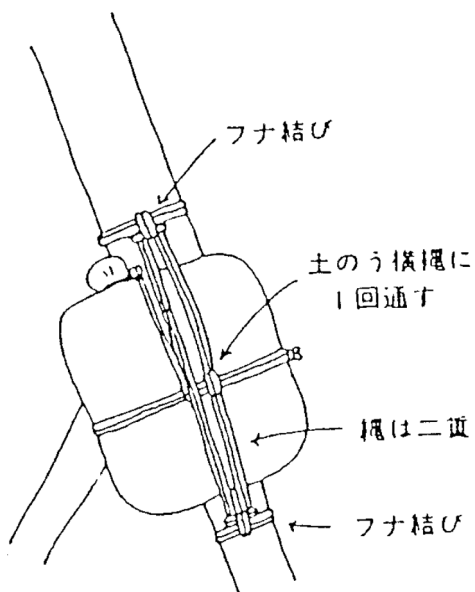
次に縦方向に土のうのしばり口を上にして、縄をクロスさせます。縄を横縄に通しましたら、イボ結びで結束します。

かみくくし結び方



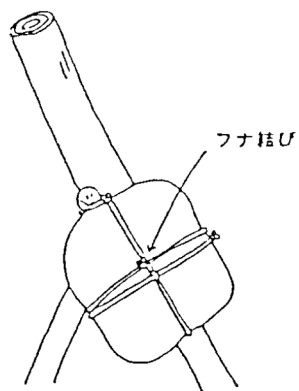
●土のうの取りつけ

流し木の枝分けのすぐ下に、縄をかみくくしに結びます。

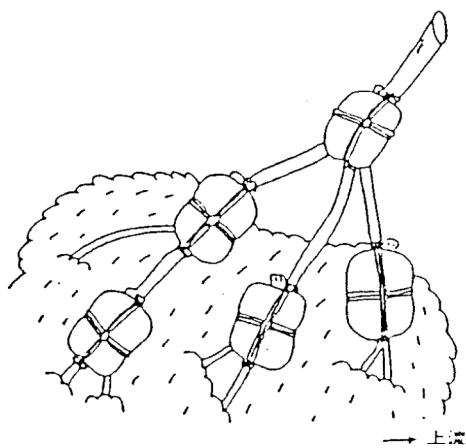


●土のうのとりつけ

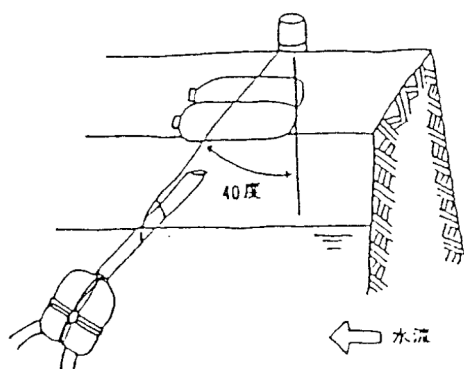
土のう上部の枝の幹を、二重にした縄でフナ結びにします。



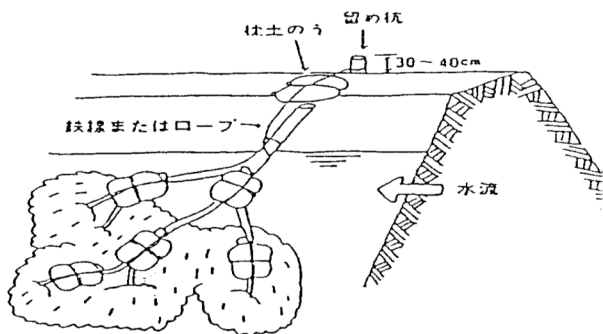
土のうの横縄に1回通して、下部の幹にフナ結びで
結束します。



水の流れや流し木の大きさに合わせて土のうを5
～10体くらい取り付けます。



川裏側に打った留め杭に、先程の鉄線をよじってつ
なぎます。そして、木の幹を上流に向けて、約40
度に流します。



つなぎ鉄線がもまれて、堤防が傷つく恐れ
がありますので、鉄線の下に枕土のうを置
きます。

●木流し数量表（１組当たり１本）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
1 0 人	雑木	長さ約 5.5m 末口 9cm	本	1	掛矢	丁	1	枕土のう 2 袋を含む ロープの場合 6m/m ロープの場合 12m/m 天端により加減
	杭	長さ 1.2m 末口 9cm	本	1	ペンチ	丁	1	
	土のう		袋	7				
	二子縄 木との接合	長さ 5.5m (二つ折)	本	5				
	二子縄 (吊縄)	長さ 14.5m (二つ折)	本	5				
	鉄線	10# 亜鉛鍍	m	2				
				0				

士幌町重要水防箇所図

